

静岡県人事委員会は、会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年10月13日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則7-1234

会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与等に関する規則（静岡県人事委員会規則7-1213）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(フルタイム会計年度任用職員の給与の減額)</p> <p>第5条 フルタイム会計年度任用職員の休暇により勤務しない場合の給与の減額については、次に掲げる休暇の場合は行わない。</p> <p>(1) 年次有給休暇</p> <p>(2) <u>公務による負傷若しくは疾病、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による負傷若しくは疾病の場合、忌引の場合、夏季において心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合、結婚の場合、生理日において勤務することが著しく困難である場合、妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合並びに妊娠中の女性職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合の特別休暇</u></p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の退職者の給与)</p> <p>第11条 パートタイム会計年度任用職員が公務</p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の給与の減額)</p> <p>第5条 フルタイム会計年度任用職員の休暇により勤務しない場合の給与の減額については、次に掲げる休暇の場合は行わない。</p> <p>(1) <u>会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（静岡県人事委員会規則13-99。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）第9条に規定する年次有給休暇</u></p> <p>(2) <u>会計年度任用職員勤務時間規則第10条第1項第1号、第3号から第5号まで、第7号及び第9号から第11号までに規定する特別休暇</u></p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の退職者の給与)</p> <p>第11条 パートタイム会計年度任用職員が公務</p>

上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに条例第2条に規定する報酬及び期末手当の全額を支給する。

2・3 (略)

上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤
(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに条例第2条に規定する報酬及び期末手当の全額を支給する。

2・3 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和2年11月1日から施行する。